

議案第137号

北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例

北上市行政手続における個人番号の利用等条例（平成27年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
	機関	事務	特定個人情報		機関	事務	特定個人情報
	[略]				[略]		
4	市長	<u>在宅老人に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	4	削除		
5	同上	[略]		5	市長	[略]	
	[略]				[略]		
7	市長	<u>家族介護慰労金支給事業に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報又は医療機関受診情報であって規則で定めるもの</u>	7	削除		
8	同上	[略]		8	市長	[略]	
	[略]				[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

市が行う個人番号を利用できる事務の一部を廃止しようとするものである。